

改正後

改正前

平成〇〇年分の所得税の確定申告書A

平成〇〇年分の所得税の確定申告書A

住所欄 (フリガナ氏名)

住所欄 (フリガナ氏名)

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得から差し引かれる金額に関する事項

所得の内訳 (源泉徴収税額)

所得の内訳 (源泉徴収税額)

源泉徴収税額表 (所得の種類、収入金額、源泉徴収税額)

源泉徴収税額表 (所得の種類、収入金額、源泉徴収税額)

社会保険料控除、掛金の種類、支払掛金

社会保険料控除、掛金の種類、支払掛金

本人控除 (老年者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除)

本人控除 (老年者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除)

配偶者の氏名、生年月日、配偶者控除

配偶者の氏名、生年月日、配偶者控除

扶養親族の氏名、続柄、生年月日、控除額

扶養親族の氏名、続柄、生年月日、控除額

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

雑所得 (公的年金等以外)・配当所得・一時所得に関する事項

雑所得表 (所得の種類、種目、所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等)

雑所得表 (所得の種類、種目、所得の生ずる場所、収入金額、必要経費等)

雑損控除 (損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類など)

雑損控除 (損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類など)

特例適用条文等

特例適用条文等

住民税に関する事項

住民税に関する事項

給与所得以外の住民税の徴収方法の選択、配当に関する住民税の特例

給与所得以外の住民税の徴収方法の選択、配当に関する住民税の特例

寄付金の控除 (寄付先の所在地・名称、寄付金)

寄付金の控除 (寄付先の所在地・名称、寄付金)

第二表 〇第二表は、第一表と一緒提出してください。〇源泉徴収票、生命保険料や損害保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類はこの裏面にはいりません。

第二表 〇第二表は、第一表と一緒提出してください。〇源泉徴収票、生命保険料や損害保険料の支払証明書など申告書に添付しなければならない書類はこの裏面にはいりません。

税理士 署名押印 電話番号 (印) 〇 税理士法第30条の書面提出有 〇 税理士法第33条の2の書面提出有

税理士 署名押印 電話番号 (印) 〇 税理士法第30条の書面提出有 〇 税理士法第33条の2の書面提出有